

綾瀬市情報セキュリティ委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市情報セキュリティ委員会の設置及び運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市の情報資産（ネットワーク及び情報システムに係るすべての情報をいう。）の機密性、完全性、可用性の確保及び維持するために、綾瀬市情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、又は決定する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定に関すること
- (2) 情報セキュリティの教育に関すること
- (3) 情報セキュリティの監査に関すること
- (4) その他情報セキュリティ対策の推進に関すること

(組織)

第4条 委員会は、副市長及び綾瀬市庁議規程（昭和53年訓令第6号）第4条第2項第2号に規定する者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長には、情報政策を所管する部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会には、専門的事項を検討するため、検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、情報セキュリティポリシーに関する事項の分析、情報セキュリティに関する課題の調査研究を行う。

(部会長等)

第8条 検討部会に部会長を置く。

2 検討部会の委員は、委員会の委員長が指名した職員をもって充てる。

3 部会長は委員長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、情報政策主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。